

広島県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十一年一月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市木ノ庄町市原字花ヶ迫七二五の四、七二六の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため